

## 第6回四日市市子ども・子育て会議 議事概要

日時：平成26年7月31日(木) 午後4時～午後6時  
場所：四日市市総合会館 5階 集団指導室

### 1 議事

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画(第1章～2章)の骨子について

○事務局から資料1「四日市市子ども・子育て支援事業計画(第1章・第2章) 骨子案のたたき台」について説明

《質疑》

会長

事務局から「子ども・子育て支援事業計画」の第1章、第2章のたたき台について説明があったので、まず第1章から検討していきたい。

委員

いくつか質問したい。まず一つ目は、3ページにある成果と課題の「4 子育てしながら働きやすいまち」における男性の子育てについて。この内容に関連して、11ページに、子育てを主に行っている人が誰かというデータがあるが、「今回のアンケートで得たデータを過年度と比較すると、この数値がどう変化してきているのか」という総括が必要ではないか。男性の子育ての機運を一層高めていく必要があると考えて、マイスター制度も含めた各種の事業を実施してきているのだから、そうした方がいいと思う。もう一つは、4ページの課題の部分に記載してある待機児童のことについて。

「低年齢児の入所申込児童数の増加により、待機児童の解消には至らず、また地域バランスを考慮した保育サービスの充実が必要となっています」とあるが、この書き方をすれば、15ページにある待機児童の状況についてのデータは、年齢別の内訳も明確にしておかなければならない。ただ「待機児童の解消には至らない」というだけでは、今後の具体的な施策につながらない。

事務局

まず、第一点目の男性の子育て参画について、今は具体的な数字を持ち合わせていないが、前回(5年前)の計画策定時に行った調査では、「父母ともに」という回答の割合が、今回の調査と比べて小さかったと記憶している。つまり、この5年で、父母ともに子育てを行っている家庭は、アンケート調査の結果を見る限りにおいて増加しており、男性の子育て参画が進んでいると見ることはできるのではないかと。

第二点目の待機児童に関しては、15ページ上段のグラフで市内の入園児童数の推移と、その下の表で待機児童の平成21年度から25年度までの数値を掲載している。20年度から25年度にかけて、上のグラフからは0歳、1歳児が増えてきていることが、下の表からは、待機児童が減っていないことが、それぞれ読み取れるが、待機児童の年齢別内訳は資料からは分からないので、それも現状分析として計画書に載せていきたい。

委員

3ページの5番に、妊娠期からの健康診査・相談等についての記載があるが、毎月実施している育児相談は、利用者の人数を数えているのか。また、数えているのなら、

0歳児・1歳児・2歳児などの内訳を把握しているのか。

事務局 検診や相談の年齢別の人数については、数字は把握しているが、今、資料を持ちあわせていないため、具体的な数字は報告することができない。

委員 「広報よっかいち」やホームページの他に育児相談などの案内をしているものはあるか。

事務局 「こんにちは赤ちゃん訪問」などの際にも、ご案内している。

委員 3ページの6番の左側にある「入院に対する医療費の助成」や、「児童手当」等の経済的な支援は、市全体の経費からみて、どれぐらいの割合になるのか気になった。子育てに関しては、親の経済的負担が大きいので、そこを軽減していただくのは非常にありがたい。ただ、そのための財源を確保できるかどうか、非常に大事な点ではないか。財源の確保ができなかった場合、他を削ってこの部分を増やすと、非常に無理が生じてくるのではないかと感じた。

委員 4ページの7番、8番で「私立保育園の新設による定員増や、乳児保育や一時保育の実施園増など、就労形態の多様化に対応することができました」という成果の部分や、「～待機児童の解消に至らず～」という課題の部分は、これで問題ないだろう。ただ、18ページに、子育て支援センターの利用意向のデータがあって、その中で、0歳・1歳の利用意向が強いというように受け取れるので、そのあたりも課題として挙げておいたほうがよいのではないか。また、恐らく0、1、2歳までの待機児童が多いと予想され、その対策として、計画の中に「～解消に至らず～」という課題を挙げていただいたのはよいが、受け入れを満たせばよいということではないと思う。子どもを預けるだけではなくて、保護者が子育てをしていくときの支えとなるようなもの、支援センターに限らず、そういったものを充実させていくことが課題ではないか。だから、受け入れの数を増やすという総括だけではなく、子育てを支えていくような体制作りも今後の課題として挙げておいていただきたい。

委員 受け皿を増やすことも大事だと思うが、それ以外にも大事なことがある。例えば母親は母親同士でつながると思うし、意見の交換もしやすいと思う。それに比べて男性は子育てについてしゃべる人もあまりいない。父親の子育てマイスター制度のように父親同士がつながれる、交流できる場があると嬉しい。別々の企業、異なる業種の中で話すことができれば、そこからいろいろなうねりが出てきて、ワーク・ライフ・バランスの推進につながったり、企業にとっても良い方向に働くのではないかと思う。

会長 「父親の子育て」に関しては、3ページの4「子育てをしながら働きやすいまち」の二つ目のところに、マイスター養成講座の修了生による相談活動の支援を行うという内容が入っているが、一般のマイスター以外の父親たちに対してそういった交流などの機会を用意していくのも一つ方法だろう。どこかでそれが文章化される必要があると思うがどうか。

事務局 委員からご提案をいただいた4ページの7番、8番については支援センターに特化するということではなく、「広く子育てに関する情報や子育てについての思いを共有していただき、それによって不安の解消が図れる場」が必要とされているのだろうと思うので、そのあたりを今後の課題として、方向性のある程度出せるよう、文章を再度検討してみたいと思う。

- 委員 成果と課題に、企業に対しての要望が書かれていないので、育休制度などの取り入れ推進をぜひ入れてほしい。
- 事務局 3 ページのところの 4 番に、ワーク・ライフ・バランスの関係で、企業への働きかけについての記載もあるが、そのあたりは、委員の方にまたご意見もいただきながら、企業サイドからのご意見も踏まえた書きぶりにできればと思う。
- 会長 そのとおりだと思う。一方的にではなく、企業側からの意見も入れていかなければならない。
- 委員 父親の子育てを支援する実例として、県の父親向けの講座について紹介したい。この講座は、県の担当者が平日に企業に来て、就業時間内に行われたもので、参加者を募ったところ、3 つある工場からそれぞれ参加者があった。この参加者達の活動は講座が終わった後も続き、参加者同士で工場の枠を超えた家族交流が生まれている。このように、父親の子育て参加を促そうとするなら、企業を通じてするのが一番の近道だと思う。そのためには、経営者の協力が必要となるが、理解を示す経営者はたくさんいるだろう。もう少しそのあたりの表現を盛り込んでいてもいいのではないか。また、企業への表彰状や感謝状は、あれば嬉しいものだが、必須ではない。経営者はそれだけのために気持ちが動かされるのではない。従業員が何をやりたいかということを行政側から広く横断的に訴えてもらいたい。自ら手を挙げる企業は少ないだろうが、このテーマについては、ピンポイントで声をかけられると使命感も持つので、賛同者が得られると思われる。
- 委員 3 ページの 4 番で「優良企業の表彰」という記載があるが、今までにどれだけの企業が表彰されているのか。
- 事務局 具体的な数まではすぐに回答できないが、今、商工農水部で「男女がいきいきと働き続けることができる企業」として、年に 2~3 社程度を表彰させてもらっている。
- 委員 表彰されると、表彰状がもらえる。それを来客が多いところの壁にかけておけば、お客さんと話すきっかけになる。みえ次世代育成応援ネットワークの賞状などでもそうだが、こういったものがあると、企業イメージが良くなる。また、ホームページを見て、女性がいきいき働く職場ということで応募したという女性の方もみえる。そういうのは、企業経営者側にとってはすごくいいことだと言える。
- 会長 文言的にはこれで問題ないか。
- 委員 問題ない。
- 会長 次に 2 章、資料の 20 ページから 22 ページについてご意見をいただきたい。
- 委員 21 ページの基本方針について、3 番に「家庭、学校、幼稚園、保育園、地域社会、企業、行政など」とあるが、学童保育所もここに入れるわけにはいかないのか。民設民営だということもあって、位置づけが難しいとは感じるが。
- 委員 学童保育所を利用している子どもというのは、そこにだけ行っているわけではない。だから、先程出てきた中の「地域社会」に含まれるのではないかと思う。学童保育所だけ書いてしまうと、特別扱いになってしまう。
- 委員 地域社会というのは広い範囲にわたっていて、例えば子育て支援センターもそうだし、学童保育所も含まれる。子どもを支えるところという理解をしておけばいいのではな

いか。

- 委員 そのように市が捉えているのかが気になった。
- 会長 それは十分に捉えていると思う。新しい条例も含めて議論されていくので、決して軽視してるわけではない。
- 委員 成果と課題のところにも一言も学童保育のことが書かれていなかったのも、気になったのだと思う。私もそれについては気になった。
- 委員 19 ページの「子育てに関して市に期待すること」では「学童保育所の充実」が多くなっているが、おそらく、その充実というのは数の問題ではないので、それが成果とか課題のところにも謳われないのは、どうかと思う。
- 委員 成果と課題の適切などころに、学童保育所に関する具体的な記載が、少しでも入れられたらいいと思う。
- 会長 21 ページの 3 番に入れるのは少し難しいので、ここでは「地域社会」に含まれると考え、成果と課題の部分で学童保育所にも触れていくというのはどうか。
- 事務局 その点については、検討したい。
- 会長 では、基本方針についてはどうか。
- 委員 基本方針の 1 番の最後は「～すべての子どもは健やかに育まれる環境づくりを進めます」となっており、2 番も「～支援を進めます」となっているのに対し、3 番は「～支援をしていきます」という書き方になっている。ここは統一したほうがよいと思う。
- 事務局 統一した表現に修正させていただく。

## **(2) 子ども・子育て支援事業計画（第3章）の施策について**

○事務局から資料2「四日市市子ども・子育て支援事業計画（第3章）の施策の体系について（たたき台）」について説明

《質疑》

- 会長 事務局から「施策の体系についてのたたき台」について説明があったが、まずは基本目標の「1 みんなで支え合い子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち」の基本施策と推進施策についてはどうか。
- 委員 (1)の②「発達に応じた教育・保育環境の推進」のところ、**「質の高い教育・保育の提供」**の実施事業の中に、「幼稚園教諭・保育士の経験に応じたステージ別の研修の実施」などがある。今は保育士も幼稚園教諭も不足しているが、そのあたりについて四日市市は、どのように捉えているのか。私立幼稚園ではみんなでいろいろ検討し合い、幼稚園教諭や保育士の養成学校を作ってはどうかという話が出ている。より豊かな子どもを育てていくためには、より良い保育士や幼稚園教諭を育てていかなければならないが、人員確保に関しては、何か施策を考えているのか。
- 事務局 人員の確保については、ここ数年、公立の保育所、幼稚園においても、大変苦慮している。市としては、ホームページで、登録してもらえる人を募集するなど、随時、確保に努めており、また、その他にも、四日市の広報誌である「広報よっかいち」でも、

年に3回程度、保育士の募集をしている。ただ、それでも十分な確保には至っていない。また、現在、働いている保育士については、私立保育園との合同研修であったり、また独自のステージ別研修といった資質向上のための研修などに取り組んでいる。

会 長  
委 員

基本施策と推進施策についてはこれでいいか。  
問題ないと思う。

会 長

では次は基本目標の「2親と子が安心して自立した生活を送れるまち」の基本施策・推進施策をご覧ください、ご意見を伺いたい。

委 員

子ども・男性・女性それぞれの福祉があるので、親と子が安心して自立した生活を送ることができる支援をお願いしたい。

会 長

おっしゃるとおり、ひとり親家庭にも親への支援と子どもへの支援が必要である。人口動態を見ても、ひとり親家庭が増加しているのので、社会全体でそのあたりを支えていける「優しいまち」にしていかなければならない。

では次の「3健康で安心して子どもを生き育てられるまち」についてはどうか。

委 員

「(2)親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進」の「③望ましい食習慣の推進」の主な実施事業として「子どもの生活リズム向上」のことが書かれているが、「食習慣の推進」に特化した項目にしていくのか、それとも食習慣だけでなく、生活習慣全体、生活リズム向上も含めた形にしていくのか、そのあたりの考えを整理したほうがよい。同じく、1番の(3)の②の「心豊かでたくましく自立した子どもの育成」のところにも、主な実施事業として「生活習慣の改善について、家庭や地域が連携して、生活のリズム向上に取り組む」とあるので、こちらも併せて整理が必要だろうと思う。

会 長

子どもの生活の環境が随分変わってきている。また、親の養育姿勢も変わってきている。例えば、親が食べない習慣を持っているので子どもも朝食を食べないという事例がある。それが子どもの体調によくないことがわからない人もいる。生活リズムの中で、食育を含めた体づくりの部分が特に乳幼児期は重要である。ここはむしろ、推進施策の中に、生活リズムを食と一緒に入れてはどうか。

委 員

いいと思う。

会 長

今は本当に生活リズムが崩れている子どもが多く、朝から眠くて仕方がないという子どもや、朝食を食べて来ないのでおなかがすいて活動できない子どもがいると聞いている。やはり推進事業のところで「食習慣と生活リズムの確定」といったような形にするといいのではないか。

事務局

その方向で修正をさせていただく。

会 長

それでは4番目の「社会全体で子育て家庭を支えるまち」についてはどうか。

委 員

「(1)仕事と生活の調和の推進」の「①ワーク・ライフ・バランスの促進」について、新しく子どもが生まれた社員にとっては、事業主よりも直属の上司に理解してもらいたい。その方が育児はやりやすい。父親の子育てを推進している団体でも、これからは「イクボス」が重要だと考えている。ぜひ四日市としてもそのあたりの研修、啓発活動を実施していただきたい。

会 長

それは恐らく(1)の①「ワーク・ライフ・バランスの促進」の一番下、「積極的に取り組む企業の社会的評価、支援」あたりに含まれるのではないか。企業のトップだけ

でなく、社員それぞれにまでその意識を浸透させるには、企業としての方向性がそちらを向いていなければならない。積極的に取り組む企業の社会的評価や支援を行うとで、さらに積極的に取り組めるようにしていき、それを目指していくということだろうと思う。他にはどうか。

委員 「4 社会全体で子育て家庭を支えるまち」の「(1)仕事と生活の調和の推進」の「②男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及」の【方向性のポイント】にある「育児参加」という言葉は変えられないか。

会長 参加という言葉は少し引かかるので、もう少し自然なかたちで、パートナーと一緒に子どもを育てていくということが伝わりやすい表現にできないか。

事務局 確かに参加というと、「主体は女性で、そこへ男性が参加していく」という意味に取れるので、修正をさせていただく。

委員 この案は大人側の視点ばかりで、子どもが参画するということが、どこにもないのが気になる。基本方針で「子どもの人権を尊重する」と謳う以上、何らかの形でかき入れるべきではないか。

会長 日本が批准した「子どもの権利条約」の中では、まさにそういうことを謳っている。今言われたように、子どもは自分の意思を表明するとか、自分たちの考えを述べるといった場があつていいと思う。ただ、子どもたちが、何かを決めていく、決定していくとか、それを大人が支えていくといったようなことも、それぞれの実施事業の中にあるのかもしれない。そのあたりをもう少し精査して行って、もしそういった事業があるとすれば、それをもっと増やしたりすることは、いいことだと思う。また、指導していく側が、そのことをちゃんと頭に置いて、子どもたちを育てていくという意識を持てるような啓発も必要だろう。

委員 少し戻るが、「1 みんなで支えあい子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち」の「(1)就学前教育・保育の充実」の「①多様なニーズに応じた保育サービスの充実」に出てくる病児・病後児保育について、これまでも病児保育室を増やしてほしいと要望を出し続けているが、増えていない。「推進」と書くのはよいが、実現可能なのか。

事務局 計画期間は5年間であり、その間にどれだけをやるという目標値を定めて、その達成に努めていく。そもそも実施事業に掲げなければ、実現はされないわけで、ここに記載しておくことには意味がある。施設数の増には病院の協力が必要になってくるため、行政だけではできない面があるが、増やすための働きかけは継続して行っていく。

委員 お金の問題等もあるとは思いますが、保護者は本当に必要としているので、増やす努力はしたが、結果的にはできなかったということにならないよう、よろしく願います。

会長 委員の方から、事前に「公立幼稚園では『3歳児保育や保育時間の延長』についてどう考えているのか、『特別保育』『病児保育室の拡充』についてどう考えているのか」という質問が出ていた。先程の事務局の発言にもあったように、今後、推進していく方向でお願いしたい。具体的な内容についてはこれからの話し合いの中で進めていくことになると思うので、今回は質問があつたことを紹介するに留める。

### **(3) 新制度における放課後児童健全育成事業に関する基準について**

○事務局から資料3「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定について」について

## 説明

### 《質疑》

- 会 長 放課後児童健全育成事業に関する基準の説明があった。ところで、参酌すべきとされている基準について、「十分に参酌したうえであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる」とされているが、その場合には、理由を記載する必要があるのではないか。
- 事務局 理由について明示することは義務付けられていないが、「経過措置期間を設けるように」であるとか、「最終の期限を明示するように」といったことが、今回、国から示されている。
- 会 長 他のご意見はどうか。
- 委 員 資料5ページの右側にある四日市市の現在の基準の中で、運営委員会設立による運営が「1小学校区1運営委員会」とあるが、四日市市全体の運営協議会というものはあるのか。
- 事務局 学童保育所の、連絡協議会というものがある。
- 委 員 その協議会は、あくまでも指導員の協議会という位置づけのものか。
- 事務局 運営委員による連絡協議会と、指導員による連絡会がある。
- 委 員 2ページの「①資格」のところに、四日市市の現在の基準が記載されているが、この「子どもの指導、健全育成に熱意を持つ者」は基準にならない。また、課題として、「左記のいずれの基準にも該当しない現職指導員の取り扱い」が挙げられているが、表の左側、国が定めた基準の内容の7番目、「高等学校卒業者等で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めた者」に該当しない方というのはどういう方になってくるのか。
- 事務局 端的に言うと、高等学校を卒業していない、中学校卒業の方ということになる。
- 委 員 学童保育所は民設民営だということで、基準を「子どもの指導、健全育成に熱意を持つ者」としないと、指導員不足で運営していけない。保障も、普通の保育園や幼稚園のように、給料面あるいは社会保障的なものが何もなく、保護者が主体になって立ち上げており、指導員を集めることにとっても苦慮している。
- 委 員 基準を定めるならそれに見合う保障が必要になる。保障もなく基準を決めても仕方がない。
- 委 員 国基準として「何人以下に設定したら、これだけの補助を出します」とか、「こういう資格の人が何人いるとどれだけ出します」といった、保育所やこども園のような加算はあるのか。
- 委 員 そういった制度がないので、学童保育所の関係者と市とで話し合っ、結果、基準がこのようになっている。初めの段階では基準はもっと厳しかったと思う。保障の面についても、併せて考えてもらわないといけない。平成25年度は40か所の学童保育所があるが、今の基準では利用者が40人を超えた学童保育所は第1学童保育所と第2学童保育所というふうに分割することが基本となっており、現在ある40か所のうち6カ所が分割によってできたものである。そのため、「1小学校区1学童保育所」という言い方がまぎらわしくなっている。また、一つの支援の単位を1クラスと言い、

おおむね40人以下とされるが、これは必ずしも1か所の学童保育所を指すわけではないため、「か所」と「クラス」の使い方を整理する必要があると思う。分割の考え方に関しても、現状とは少し異なるのではないかと感じる。施設も、分割することによって施設面積が基準に足りなくなってしまうようであれば、保障・援助が必要となるだろう。

委員 今、発言のあった資格の問題について、新制度では、その人に熱意があるかどうかは誰が判断していくことになるのか。

事務局 この表の「現在の基準」というのは、今回の条例を作る前の基準であり、この「資格」の部分は、新制度においては国の基準を準用することとなるため、表の右側に書いてある「または」以降はなくなるものと考えていただきたい。

委員 今働いている方のうち、表の左側にある条件のいずれにも該当しない方は、新制度への移行後は補助員としてしか働けないということになる。

委員 その方は、高校卒業の資格を取るまでは、補助員として働くことになる。

委員 指導員の保障について、学童保育所の利用料金は学童保育所それぞれで設定されているので、保障の内容を一緒にしようと思ったら、料金も統一すべきではないか。

委員 現状がわからないので、この表だけを見てもわからず、現状と合っているのかも判断できない。市として、今後、学童保育所をどうしていくのかということを考える必要があると思う。

会長 条例を制定していくにあたって、「国の基準が現状と乖離している」等の意見があるとは思いますが、従うべき基準については変えることができないので、参酌すべき基準の部分でどう現状に合わせていくのかが重要だろう。

事務局 条例そのものは大枠で押さえるものであり、個別具体的なところまで定めるものではないと認識している。また、学童保育所の利用料金を一律にしてはどうかというご意見もいただいたが、民設民営ということもあって、各学童保育所のご尽力により、例えば一人親の割引であったり、兄弟割引であったり、それぞれの地域の特色に応じて実施をしていただいている。そういった状況にあっては、一律に定めるというよりは、それぞれの実情を踏まえたうえで対応していくことが必要だと思う。基準を定める以上は、それを担保する何らかの支援策・財源等が必要であるとの意見があった。国においてもまだ検討中のところがあるが、国の判断を待っているわけにもいかないのので、市としては、現行の補助制度も検証しながら、どういった対応をしていく必要があるのかを考えている。学童保育所の連絡協議会からも話をお聞きしながら、進めていきたい。

会長 日本の学童保育所というのは、必要性が非常に高まったために、民間からできてきたという歴史があり、それを行政が支えるという形をとっている。今までは、どちらかというど利用している人たちの枠の中で議論がされてきていた。全国大会などもあったが、広がっていかなかった。今回、学童保育所の内容が出てきたというのは、前進か後退かはわからないが、社会全体が注目してきている現れだろう。国の基準を守りながら、実情に合った形でそれを変えていく、作っていくといったように、ワンステップ踏み出していかなければならない。今日は、我々も意見を述べ、行政の考え方も聞くことができたので、議論の余地は残るものの、次のステップへ進みたいと思う。

- 委員 学校の敷地内にある学童保育所や、空き教室を使っている学童保育所はどれぐらいあるのか。
- 委員 学校の余裕教室を利用しているところが神前と桜で、学校の敷地内にあるところが大谷台、三重北である。他には、例えば川島だと幼稚園の土地、常磐西だと中学校の土地、日永だと上下水道局の土地といった、公共の土地を使っているところが少しある。海蔵も第1学童保育所は学校の敷地内にある。
- 委員 他の学童保育所は民間の土地ということか。
- 委員 そのとおり。
- 委員 アパートなどを借りて使っているところと、学校の余裕教室などを使えるところとでは大きな差がある。
- 委員 民家を借りると家賃が高い。また、公的な土地を借りた場合でも、市に借用料を支払っている。
- 委員 三重北の学童保育所は学校の敷地内にあるが、開設にあたって、学校長が随分と苦慮されたと聞いた。また、三重西の学童保育所は店舗跡を利用している。このあたりは各学童保育所の差が大きく、なかなか統一は難しい。民設民営の中で民間の住宅を借りるという形が一番いいのかとも思うが、地域によっては場所がないというのが現実である。例えば、今後、第2、第3、と学童保育所が増えてくる地域があると思う。そういったところの場所の確保などについて、行政はどう手を差し伸べていくのか。
- 事務局 公共施設か民間施設かという区分けでいくと、土地に関しては42ある学童保育所のうちの19か所が、建物については9か所が公共施設でとなっている。他は民間施設であり、地域の方のご理解を得て運営している状況だと思う。一か月当たりの家賃等も様々であって、学童保育所それぞれで、状況が異なる。そういったことも含めて、皆さんのご意見をいただきながら、よりよいものにしていきたいので、「手を差し伸べる」というよりは、「一緒に対応させていただく」というスタンスで考えている。

## 2 その他

意見の提出、次回会議の開催時期と日程、第5回会議の議事概要などについて